

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

【公告】

○ 土地改良区清算人の就職届

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ ”

○ ”

○ ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

○ ”

○ ”

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

○ ”

【公安委員会】

○ 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○ ”

○ 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

○ ”

目次

担当課（室）

る法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則
(以上県例規集登載)

【内水面漁場管理委員会】

○ 第二百四十一回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

内水面漁場管理委員会

◎岡山県告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

〔五二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。
 令和三年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称 円城土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名	住 所
黒田 員米	加賀郡吉備中央町小森二四四―二
合田 康和	円城七三三
能勢 恭行	上田西六〇六
赤木 邦彦	〃 一〇六六
綱嶋 浩道	案田一八四
片山 友孝	上田西四四五
池本 定夫	上田東三六九―五
大月 弘	〃 五六三
竹林 茂之	三谷九八九
高島 浩一	上田東一五一二
植田 道子	〃 一九〇五
清原 敬介	上田西一二七四
藤井 知之	〃 一六六八
岩木 健二	円城三
杉本 将	〃 二八〇
光森 智浩	〃 六六三
見口 成年	〃 一一五一
阿部 直樹	上田西二三二〇
上月 克济	案田二二六

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

〔五二三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 番 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備前局 建第六七九号 令和三年十二月一 日	備前市香登本字門田五八〇番九、 五八〇番一四、六一四番一三、六 一四番一四	七・〇〇	四一・七四

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

〔五二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延ノ東四二四一七、四二四一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市南町七一三クーランドール一〇一

平松 俊佑

三 許可年月日及び許可番号

令和三年八月二日岡山県指令建指第一六一号

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

〔五二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市総社字畑間一二五九一、字樋尻一二九五―三
- 二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名
倉敷市老松町三丁目一三一―一九
ホーミイエステート株式会社
代表取締役 小坂 高司
- 三 許可年月日及び許可番号
令和三年六月四日岡山県指令建指第七五号

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

〔五二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字東鴻崎四四九―一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市秦三二〇八

中宗 周平

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月三十日岡山県指令建指第二四〇号

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

〔五二七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六二一三、六二一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市老松町一丁目一〇一ニ七ニングル土倉D一〇二号室

石原 貴史

三 許可番号及び許可年月日

令和三年十月十一日岡山県指令建指第二五五号

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

〔五二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市総社字畑間一二五九―一、字樋尻一二九五―三
- 二 公共施設の種類
道路、公園
- 三 位置及び区域
開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）
- 四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名
倉敷市老松町三丁目一三一―一九
ホーミイエステート株式会社
代表取締役 小坂 高司
- 五 許可年月日及び許可番号
令和三年六月四日岡山県指令建指第七五号

◎岡山県選管告示第八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十二月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三九三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、二〇一
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、三三四	高梁市	八、二〇二
岡山市中区	四〇、三二六	新見市	八、一四〇
岡山市東区	二六、二一〇	備前市・和気郡	一三、四九九
岡山市南区	四六、三六七	瀬戸内市	一〇、四一七
倉敷市・都窪郡	一三四、三三一	赤磐市	一一、一一〇
津山市・苫田郡・勝田郡	三五、七四三	真庭市・真庭郡	一二、六九三
玉野市	一六、五五四	美作市・英田郡	八、〇四〇
笠岡市	一三、四一五	浅口市・浅口郡	一二、六八一
井原市・小田郡	一五、〇七五	久米郡	五、二四八
総社市	一八、八二六		

◎岡山県公安委員会規則第十四号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月十日

岡山県公安委員会

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 岡山県道路交通法施行細則 （昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）		第六条第三項	駐車許可の申請
二 第一項	第十条の 安全運転管理者又は副安全運転管理者の届出事項の変更の届出		

附 則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

◎岡山県公安委員会規則第十五号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月十日

岡山県公安委員会

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則
 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表（第二条関係）

法令	規定		申請等の内容
一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第七十四条の三第五項	第七十八条第一項	安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任又は解任の届出
	第七十八条第四項	第七十八条第五項	道路の使用の許可の申請 道路の使用の許可証の記載事項に係る変更の届出
	第七十八条第五項	第五條第一項	道路の使用の許可証の再交付の申請
	第八條第一項	第八條第一項	通行禁止道路の通行の許可の申請 設備外積載、荷台乗車又は制限外積載の許可の申請
二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第十條第一項	第十條第一項	廃止の届出
	第十六條第二項	第十六條第二項	服装の届出
	第十六條第三項	第十六條第三項	服装の変更の届出
	第十七條第二項	第十七條第二項	護身用具の届出又は護身用具の変更の届出
三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第十七條第一項	第十七條第一項	責任者の選任の届出
四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第十七條第一項	第十七條第一項	責任者の選任の届出

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

関する法律施行規則 (平成三年国家公安 委員会規則第四号)	五 重要施設の周辺地 域の上空における小 型無人機等の飛行の 禁止に関する法律 (平成二十八年法律 第九号)
	第十条第三項
	小型無人機等の飛行に 関する通報

附 則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。

令和3年12月10日 岡山県公報 第12352号

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百四十一回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和三年十二月十日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 加藤卓夫

一 日時

令和三年十二月二十日（月）

午後一時三十分から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 令和四年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示量について